

原子力問題調査特別委員会議録 第四号

平成二十七年五月二十八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 吉野 正芳君  
 理事 岩田 和親君 理事 齋藤 健君  
 理事 白石 徹君 理事 鈴木 淳司君  
 理事 宮澤 博行君 理事 田嶋 要君  
 理事 初鹿 明博君 理事 赤羽 一嘉君  
 青山 周平君 理事 石川 昭政君  
 大西 英男君 岸 信夫君  
 熊田 裕通君 佐々木 紀君  
 齋藤 洋明君 助田 重義君  
 高木 毅君 津島 淳君  
 中村 裕之君 額賀福志郎君  
 細田 健一君 細田 博之君  
 宮路 拓馬君 宗清 皇一君  
 村井 英樹君 築 和生君  
 阿部 知子君 荒井 聰君  
 逢坂 誠二君 菅 直人君  
 馬淵 澄夫君 柿沢 未途君  
 河野 正美君 吉田 豊史君  
 中野 洋昌君 樋口 尚也君  
 塩川 鉄也君 藤野 保史君

政府参考人  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 鎌形 浩史君  
 政府参考人 (原子力規制庁次長) 清水 康弘君  
 政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 片山 啓君  
 政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 櫻田 道夫君  
 衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 石上 智君

委員の異動

五月二十八日

辞任

江渡 聡徳君

勝沼 栄明君

熊田 裕通君

熊田 裕通君

吉田 豊史君

和田 俊一君

吉野 恭司君

多田 明弘君

小川 晃範君

本日(の)の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 原子力問題に関する件

○吉野委員長

これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房審議官吉野恭司君、資源エネルギー

省大臣官房審議官小川晃範君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長鎌形浩史君、原子力規制庁次長清水康弘君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官片山啓君及び原子力規制庁原子力規制部長櫻田道夫君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大西英男君。

○大西(英)委員 おはようございます。自民党の大西でございます。

当委員会が質問の機会を与えていただいて、大変光栄でございます。

今、原子力発電所の再稼働問題について国民の注目が集まっているわけですが、当初、田中委員長でしたか、半年ぐらいの調査期間で結論を出していただきたいというお話が規制委員会の方から出てきたことを承知しておりますが、ようやく川内原発の一、二号機がここで工事許可が得られる段階になってきましたけれども、もう既に二年かかっているんですね。そして、現在は十五原発二十四基の申請がなされていますけれども、遅々として進まない。

田中委員長、これによってどういう現象が起ころうか、おわかりになりますか。これはやはり、町工場が多いんですよ。そして、所得的にも、残念ながら東京の中では低い所得水準にあります。この人たちが、家庭でも三割電力料金が上がっているんですよ。事業系でも二割上がっているんですよ。アベノミクス効果と言って、今は騒いでいますけれども、こうした中小企業や地域には全くアベノミクス効果があらわれない。仮に景気が上向いても、電力料金の値上げでみんな吸い取られてしまっているのが実情ですね。

そうした中で、燃料費が増大しているというのが大きな要因の一つですね。毎年三兆円近い外貨が失われているんですよ。これによって貿易収支の赤字もずっと続いてきています、あの三・一一の事故以降。

さらには、再生可能エネルギーに電力の夢を託そうということで、民主党政権時代、賦課金制度、固定価格買い取り制度、FITが導入されました。これは確かに我々の夢ですよ。再生可能エネルギーによって、太陽の光や風の力によって電力がしっかりと守られていけばいいんですけども、この再生エネルギーの賦課金によって、もう既に二兆五千億円の使わなくてもいい税金が使われているんですよ。

さらには、これは全部電力料金に転嫁されているわけですが、この再生可能エネルギーは確かに理想のエネルギー形態ですけども、天候に左右されますから、風力、太陽、この主要な再生可能エネルギーは天気によって左右されますから、バックアップ電源が必要なんです。それに対する体制がなくて、この太陽、風力を中心とした再生可能エネルギーの運営というのはあり得ないわけですね。これによって化石燃料がどんどんどんどん使われていかざるを得ないわけなんです。さらに、これによって今、CO<sub>2</sub>、環境大國としての日本がCO<sub>2</sub>の削減のために大変な努力をしてきたけれども、これについても一〇％CO<sub>2</sub>が増加しているという傾向があるんですね。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

これは、ひとえに規制委員会の責任だとは言えない。

ましたねというのをどの段階で皆さんは判断するのかが、何にも決まっていないうわけです。

先ほど説明したみたいに、今回、詳細調査です、調査してみましたが、問題が出ました、でも、それでやめるかどうかはここでは仮定の話だからお答えできません、住民に言ってみて下さいよ。そうしたらどう思うと思いませんか。そんなので、これに、わかりました、理解しましたと言う住民がどこにいますか。私はいないと思えます。

ですから、住民への説明や同意を求めるといふことをもう少し本心に真剣に考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○福山大臣政務官 先ほど来お話ししておりますように、私もこの問題、特に全員協議会に参加もさせていたしまして、いろいろ記者会見もさせていたしまして、議員の皆様、そして市当局、そして何よりも地元住民の皆様御意見を、これからどういふふうな形ですか微細にわたって検討を加えた中で、御説明をさせていただきます、調査場所を選ばれた理由、そしてまた安全性、そして必要性、そういうものをしっかりと懇切丁寧に御説明させていただきます、かように思っております。

○初鹿委員 ぜひきちんとこれは対応していただきたいと思えます。

ちよつと話をほかの話にかえていきますけれども、環境保護団体の方から、この東電の敷地には、環境省の第四次レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられているコアジサシの繁殖地があるという指摘がされているんですけれども、環境省はこのことを把握されているんでしょうか。

○鎌形政府参考人 御指摘のコアジサシにつきましては、夏鳥として北海道を除く日本各地に渡来し、今回公表いたしました詳細調査候補地の周辺のような場所を含む、海岸の砂浜や河川敷の砂れき地などで繁殖するという事は承知してございます。

今回の詳細調査候補地の選定に当たっては、自然公園法に基づき指定される特別地域や、鳥獣保護法に基づき指定される鳥獣保護区などを除外いたしました、今回の詳細調査候補地はそういったものには該当はしなかったということでございます。

ただ、コアジサシという御指摘もございまして、今後、詳細調査とあわせて動植物調査というものを実施していきたいと考えてございます。こういった、御指摘のあったコアジサシの繁殖地に関する情報もしっかりと収集してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 コアジサシだけじゃないですけども、こういう希少な生物が繁殖している場所だということが仮にわかたつたとして、それでも処分場の適地はここしかないということだつたら、当然これは建設するという事になっていくんですよ。

○鎌形政府参考人 繰り返しになりますが、動植物調査はしっかりと行ってまいりたいと思えます。そこで、具体的な対応、例えばコアジサシであります、その繁殖地を守っていくためにどういう施工方法がいいのかとか、そういうような検討が動植物調査の結果によっては必要になつてくるということと考えております。

○初鹿委員 環境省は、廃棄物の管理とか処分とかをきちんとしていくという仕事もあるわけです、自然生物を守っていくという仕事もあるわけです、ここが仮に繁殖地であつたりして、そこに処分場をつくるとなると、環境省の仕事として矛盾するとか、相反することをやらなければならなくなつてしまつたら私は感じるんですよ。

ですので、コアジサシの繁殖地であるということが判明をしたならば、やはり、コアジサシが繁殖できなくなるような事態にならないような工事の仕方とか、そういうのもきちんと考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○鎌形政府参考人 コアジサシにつきましては、既に環境省が平成二十六年三月に、コアジサシ繁

殖地の保全・配慮指針というものを定めてございます。こういったものも参考に、具体的に繁殖地があるのかどうか、その辺は動植物調査をしつかりやつた上で把握していきたいと思えますけれども、施工時に、そういった指針なども踏まえながら、配慮すべき事項については検討していくことになるかと思えます。

○初鹿委員 乱暴なことをするとは思いませんけれども、やはり希少な生物を、例えば工事で卵があつたやつてしまつたとか、そういうことがないようにしていただきたいと思えます。繰り返しになりますけれども、処分場の候補地の選定の仕方というのはやはり少々乱暴なやり方になつているということをやまず理解していただきたいと思えます。

確かに、住民からしてみれば持つてきてもらいたくない、そういう施設であるから、事前に話を市町村長のところを持つていけば、うちはやめてくれということが出てなかなか絞り込めない、そういう事情があるということも理解はしますけれども、今回のように、いきなり一カ所だけがぼんと決まつて、あつかもそこしかないような提案の仕方であるというのは私は好ましくないと思えますので、きちんとした、住民に対する説明、地元に対する理解を求めるといふことを行つていただきますようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○吉野委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。先日、伊方原発の審査書案が出されました、この中で規制委員会としては技術的能力ということ審査されているわけですが、同時に、規制委員会として経理的基礎というものについても別途審査をされているというふうな思ふんですね。経済面といいますが、技術面ではなく経理的基礎。これは川内や高浜も同じなわけですが、ここで、確認させていただきたいんですが、この経理的基礎というのは何なのか、ちよつと簡潔に

教えていただければと思えます。

○櫻田政府参考人 実用発電用原子炉の設置許可あるいは変更許可の基準でございまして、これは、原子炉等規制法の第四十三条の三の六第一項の第一号から四号までに記述されてございます。

その第二号に、「その者に」、「その者」というのは原子炉施設の設置者でございまして、設置者に「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。」となつていまして、私どもが経理的基礎と呼んでいるのは、この設置者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があるかどうか、これを経理的基礎と呼んでございます。

○藤野委員 済みませんが、これは、設置の工事、あるいは今回でいえば再稼働の際の審査に準用されていると思えますので、そういう設置や再稼働の始まりのときだけで、運転のときとかそういうときにはこの経理的基礎の審査は行わないという事でよろしいでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。今申し上げましたとおり、これは設置と言いましたけれども、今回の各適合性審査の申請は原子力施設の変更の申請でございますので、その変更するに際して必要な工事に必要な資金があるかどうか、こういうことを見てございまして、運転については審査をしていないわけではございません。

○藤野委員 ありがとうございます。

きょう取り上げたいのは、この経理的基礎の審査の対象が狭過ぎるんじゃないかということなんです。

技術的能力につきましては、この審査書にありませんように、伊方でいえば四百二十七ページもあつて、私も大変な苦勞をして拝読させていただきました、私も大変な苦勞をして拝読させていただきました、何回かヒアリングをやられて、その概要はホームページに載つていますが、一回でいえば数ページ、全部足しても十数ページということが多いんじゃないかと思ふんですね。ですから、

非常に差がある。具体例として、きようは特定重大事故等対処施設を取り上げたいんですが、お配りさせていただいてます配付資料の一が、そのいわゆるイメージ図であります。

伊方原発でいいますと、一九八八年の六月に、敷地から数百メートルの非常に近いところに米軍の大きなヘリがぶつかって、反対側に行つたからよかつたものの、ほんと当たつて原発側に落ちたら大変な事故になつたと当時言われておつたわけですが、それは意図的な事故ではありませんけれども、そうした航空機衝突、先ほどもお話がありましたけれども、そうしたものに備えるための例えば特定重大事故等対処施設ということで、緊急時制御室や、あるいはPWRの場合はフィルタールベント、こうしたものが要求されているわけです。

しかし、現時点でいえば、この重要な施設について経理的基礎については審査をされていないというふうな何つております。しかし、これはやはり重大施設で、規模も大きいものもあるというところで、金額も大きいと思うんですね。

配付資料の二を見ていただきますと、上の方に表をつけておりますが、例えば伊方は、今審査している本体といいますが、再稼働に向けたいろいろな設備があるわけですが、この本体にかかる費用は伊方でいえば七百四十億円でありまして、この特定重大事故等対処施設については未申請なものですから、幾らかかるかわからない。川内も同じなんですね。本体はわかるんだけど、特定重大事故については未申請ですから、わからない。

唯一わかるのが高浜でありまして、これは申請しておりますので、六百九十一億円という数字がわかっております。他方で、本体といいますが、重大事故等対処設備などは千三十億円なんですね。ですから、これはかなり大きな金額だと思つて、本体である千三十億円、高浜について言えば、その経理的基礎については、規制委員会と

してもヒアリングも行われて審査もされている。しかし、この特定重大事故等対処施設については六百九十億円、ほぼ七割に達するにもかかわらず審査をされていない。

規制委員長にお聞きしたいんですけども、こうした極めて重要で、かつ巨額な施設、経理的基礎の審査が必要なんじゃないでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

御質問のありました特定重大事故等対処施設の審査、これはまだ審査に取りかかつたばかりという状況でございます。

それから、この経理的基礎の審査でございますけれども、これは、今回変更の工事でございますので、その工事に必要な資金がどの程度と見積もられているのか、その見積もられた資金を調達することが妥当であるかどうか、可能であるかどうか、こういったことを審査するわけでございます。

まず、この見積もりについては、工事の概要で、今申請の状況ではあるんですけども、審査の過程において、そのとおり見積もりで最終するかどうかというのとはわからないわけでございまして、したがって、ある程度設備側の審査が進んだところで経理的基礎については具体的な審査を始めるというのが、これまでやってきた形でございます。特定重大事故等対処施設の審査についても同じように進めているということでございます。

○藤野委員 いずれやるんだという話ですけども、この法律上でいいますと、この特定、いろいろな緊急室ですね、五年間の猶予があると。要するに、再稼働する審査以降二〇一八年まで、つくることが免除、免除といいますが認められている、そこまでにつくればいい。

ですから、事業者側としては、そこまでにつくればいいんじゃないかということ、今おっしゃつたように、いろいろな審査が煮詰まつていつたらなんということも言つていたら、まさに今後五年間つくられない可能性もあるということ

で、こういう形で再稼働審査を済ませちゃつて、こんな大事な施設の経理的基礎が審査されないというの、額も巨額ですから、大変問題だと思つて、

これに象徴されるわけですけども、設置そのものにつきましても、今言った、重大な巨額な施設がぼつこり経理的審査から抜け落ちて。しかも、冒頭言つたように、ランニングコストをちゃんと賄えるのかという経理的基礎については審査もしていない。廃炉についても、廃炉はかなりの額もかかりますし。しかし、それも設置のときだけですから、見ていない。

先ほど大問の話がありましたけれども、MOX燃料、再処理が前提だといいますが、その再処理の費用、一トン幾らかかるんだと。誰もはじいていないと思つて、それすらわからないのに、運転の経理的基礎があるのかどうか、これはちゃんと審査しないといけないんじゃないでしょうか。

廃炉だつて、この間、柏崎刈羽の問題が出てくるわけですけども、東京電力は柏崎刈羽六号、七号、一号もですけども、申請していらつしやいますけれども、その廃炉の費用を東電が賄えるのか、経理的基礎があるのかということを目に審査し出すと、これは誰もとは思わないう思つて、東電は柏崎刈羽の再稼働を申請している。

だから、本気で経理的基礎というものを審査していないがゆえに、こういうおかしなことが起きているんじゃないかと思つて、委員、この点についてはどのように思われますか。

○田中政府特別補佐人 御指摘のように、新規制基準適合性に係る審査では、運転費用等に関する審査は行っておりません。

原子炉を設置するために必要な経理的基礎があることを設置許可の要件とした趣旨は、原子炉の設置に多額の資金を要することに鑑み、そのための資金や調達能力を欠いた場合には原子炉の設置の基礎そのものを失ふことになるといふことか

ら、原子炉の設置に係る経理的基礎が重要であるという認識に立つたものと考えております。運転に当たつてはこうした確認は必要ないだろうという判断であります。

○藤野委員 始めるときだけの費用は見て、運転中も見ないし、終わりのときも見ない。これでいいのかということなんです。かつてはそう考えられたかもしれないし、今の法のためにはなつてはいるのかもしれないんですが、ここに、私はやはり問題があると思つて、もう一つおもしろいのが、この経理的基礎というものは実はほかの制度にもいろいろありまして、海洋汚染に関する鉱業者、鉱業、とか、住宅の瑕疵担保を審査する機関の問題とか、いろいろな機関や会社、事業者の適格性を判断する際に、技術的能力と経理的基礎、この二つは比較的天くさん、いろいろな制度にあります。

ほかの制度の中には、賠償能力があるのかどうかということまで経理的基礎の対象に含まれていることもあるわけですね。例えば海洋汚染が起きるかもしれない。この場合に、その業に取り組み、先ほど言つた鉱業者に賠償能力があるのかということが、例えばほかの制度では審査をされております。こういう汚染という点では、まさに原子力事業者には非常に似た面があるというふう

に思つて、委員長にぜひお聞きしたいのは、技術的能力とのバランスという点で現行制度は大きな問題があるんじゃないかと思つて、技術的能力については、過酷事故は起り得るといふ前提で、ある意味こういう審査をされていると思つて、委員長も、過酷事故は起り得る、だから、最悪の場合でも百テラバケル以下になるように求めているし、審査もしているた

びたおつしやつていらつしやる。百テラという具体的な数字も出ているわけですね。ところが、経理的基礎については、そういうレベルの審査は誰もしないということだと思つて、

過酷事故が起り得るといふ前提で技術的能力を審査するのであれば、経理的基礎についても、過酷事故が起り得る、つまり過酷事故が起った場合の賠償ですね、賠償能力が本当にあるのかどうか、この点についても審査する必要があるんじゃないかというふうに思っています、委員長に、過酷事故が起り得るといふこの前提に立つての御認識、経理的基礎について。

○田中政府特別補佐人 原子力損害賠償制度というのがあります、これは私どもの所掌ではなくて文部科学省が所掌しております。

今回の事故を踏まえてその見直しも今検討されているという事は伺っておりますけれども、そういう点において今先生の御指摘のようなものは担保されていくべきものというふうには私は認識しております、私どもの所掌でないということだけ御理解いただきたいと思えます。

○藤野委員 所掌でないという御発言ですけれども、原賠制度専門部会、確かに始めました。ただ、わずか一週間前なんですね、五月二十一日に第一回会合が開かれたばかりで、まさにこれからという段階です。しかも、彼らはデザインはしましけれども、チェックはしないんです。

所掌じゃないとおっしゃいましたけれども、では、どこがチェックするんだ。全くないわけですね。ですから、御質問というよりも、現場の経理的基礎を審査されるトップである田中委員長長の認識をお聞きしているわけです。

ですから、幾ら原賠制度専門部会でデザインが決まっても、実際その事業者が経理的基礎を持っているかどうかというチェックは、やはり規制委員会がするしかないんじゃないだろうかというふうに思っています。今の段階でいえば、この能力については誰も審査をしていないということになるわけで、これはやはり必要かどうかという認識だけでもちよっとお聞かせください。これから先の。

○櫻田政府参考人 まず、ちよっと少し補足をさせていただきます。ただ、ちよっと少し補足をさせていただきます。

原子炉等規制法の法の目的でございますけれども、これは災害の防止ということでございます。今先生がおっしゃっているのは、その後の賠償の話でございますので、まず、原子炉等規制法の法的に照らして審査すべき対象ではないような気がいたしますけれども、ちよっと精査が必要だと思えますが、そういうところがあると思えます。

我々が行っている原子炉等規制法に基づく審査においては、そういう考え方で経理的基礎を審査してある。その範疇においては、工事に要する費用がきちんと担保されるかどうかということを確認しているということでございます。

○藤野委員 おっしゃるとおり、現行法のたてつけというのは私も認識しております。ですから、その上で、やはり現場の責任者として、現行法は不備だ、我々ももっと仕事をしろということ、そういう認識がもしあればお聞きしたい。

といたしますのも、配付資料の二枚目の下を見ていただきますと、一九五八年十月二十九日の衆議院科学技術振興対策特別委員会での答弁があったわけでありまして、五八年といいますが、まだ商業用原発は一基も動いていないという状況で、草創期といえますか、そういう時期であります、その時期に、この経理的基礎についてこの国会でやりとりをされているということなんです。

御紹介させていただきますと、「経理的基礎」ということはどういふ点ですか。「こののに対して、科学技術庁の原子力局長が、「経理的基礎」と申しますのは、炉の設置に要する費用のみではないのであります、自後これを運転するための費用、あるいは将来——これも近い将来と思えますが、必要になると思われる保険問題等に関する経理的な基礎というふうにお考えいただきたいと思えます。」ということなんです。

ですから、この段階で、やはり経理的基礎というのには、設置にかかわる費用だけではなくて、運転、あるいは保険問題、つまりこれは賠償だと思

うんです。だから、設置だけじゃなくて、運転や賠償についての経理的基礎ということ、まさに原子力局長が原子炉等規制法に関する国会質疑の中で答弁しているわけですね。これはやはり、私には一つの認識だというふうに思っています。

本気で、動かすときだけの経理的基礎ではなくて、運転のとき、あるいは事故のとき、そして最終的には廃炉のときの費用までしっかりとその事業者が経理的基礎を持っているのかどうかということ、これはしっかりと検討すべきだということに思っていますけれども、この点について田中委員長長の御認識をお聞かせいただきたいと思えます。

○櫻田政府参考人 これも補足の説明をさせていただきます。ただ、これは委員の配付された資料に記載されている国会の質疑、これは昭和三十三年ということでございます、原子力損害賠償制度ができる前であろうかと思えます。

この賠償制度ができた後には、こういう保険に關するような費用については、原賠法の枠組みの中で手当てがされることになったというふうに承知をさせていただきます。

○藤野委員 では、委員長長の御認識をお願いいたします。その前にお聞きしますけれども、原賠法の制度がどうなるかというのは関係ないんです、私の質問とは、問題は、それに基づいてどんな制度になるか知りませんが、国が一〇〇%見るよという極端な制度にならない限り、事業者が賠償責任があるわけです。アメリカ力だつて、事業者の賠償責任の上限は一兆五千億円です。各国あるわけですね。

だから、問題は、どんな賠償制度になろうか事業者が賠償責任を負うことになるわけですから、では、その賠償責任を遂行できる経理的基礎があるのかということ、これは審査しないといけないんじゃないですか。委員長、どうでしょう。

○田中政府特別補佐人 私どもが所掌しているのは、原子炉を稼働するに当たって、それに相当する安全が担保できるかどうかというところで、そ

ういったために必要な技術基盤、設備を整えるための経理的基礎ということについては私ども当然見ますけれども、それ以外の、今先生御指摘のような、事業主体が今後健全な経営ができるのか、あるいは事故が起ったときの賠償とか、そういうことは私どもの所掌ではないので、これは別途考えるべきことだというふうには認識しております。

○藤野委員 初めにも言いましたけれども、技術的能力についてはこれだけやって審査をされている。しかも、その前提は、過酷事故は起り得るといふことなんだと思っていますね、あの福島事故を受けて、過酷事故は起り得る、そのもとでこれだけ審査をされているわけですね。

経理的審査も規制委員会の同じ仕事なわけです。決して技術面だけではない。経理的基礎もしっかりと検査するというのが規制委員会の仕事なわけです。しかし、この経理的基礎については、過酷事故が起り得るといふ前提になつていないということなんです。

この点については、やはり今のこの制度そのものが大きな問題を抱えているというふうには思っていますね。これを審査しないということは、先ほど特定重大事故等対処施設のこともしましたけれども、結局、その間には事故は起らないだろうとか、そういう認識に立っているから、経理的基礎についても、運転面も見ないし、廃炉のときも見ないし、事故のときの賠償能力も見ないということになつておられると思っています。

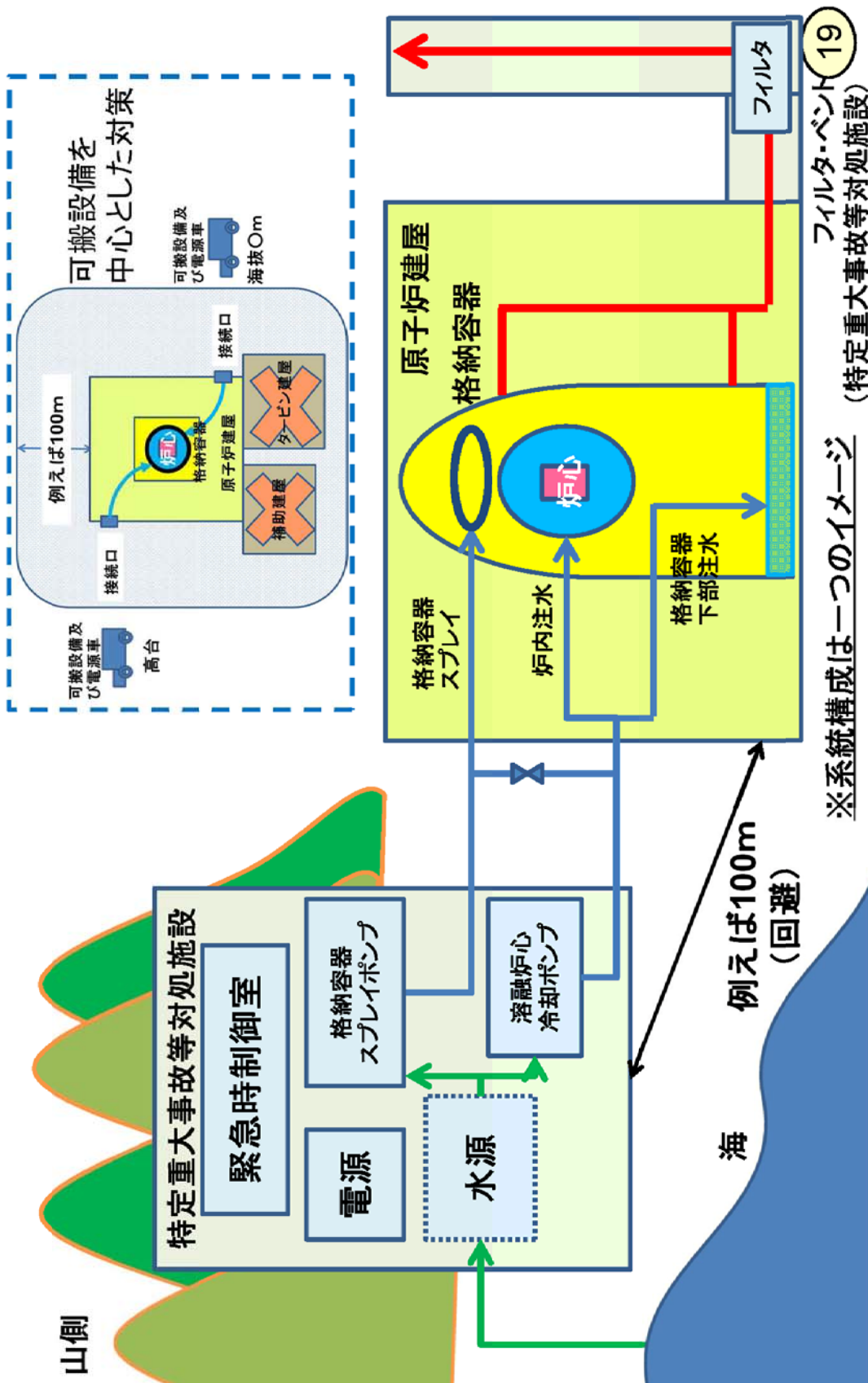
この点については、これではやはりまともな審査と言えないし、これで再稼働というのは認められないということ強く指摘して、質問を終わります。

○吉野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

### 意図的な航空機衝突などへの対策

➤ 意図的な航空機衝突などへの可搬式設備を中心とした対策（可搬式設備・接続口・接続口の分散配置）。バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



## 原発の再稼働に伴う変更工事に要する資金額

	重大事故等対処設備など (審査済)	特定重大事故等対処施設 (未審査)
川内原発1号機・2号機	約1,300億円	未申請
高浜原発3号機・4号機	約1,030億円	約691億円
伊方原発3号機	約740億円	未申請

(各原発の原子炉設置変更許可申請書を基に作成)

## 1958年10月29日 衆議院科学技術振興対策特別委員会

○岡崎英城委員 経理的基礎ということはどういう点ですか。

○佐々木義武・科学技術庁原子力局長 経理的基礎と申しますのは、炉の設置に要する費用のみ  
ではないのでありまして、自後これを運転するための費用、あるいは将来——これも近い将来と  
思いますが、必要になるとと思われる保険問題等に関する経理的な基礎というふうにお考えいた  
きたいと思えます。

(1958年10月29日 衆議院科学技術振興対策特別委員会会議録から抜粋)